

平成30年度定期監査(2)の結果に基づき講じた措置

平成30年度定期監査(2)の結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり公表する。

記

1 指摘の内容

○学習机・椅子の購入に係る契約事務の適正な執行について(指摘事項)

〔監査において確認した事実〕

学務課では、平成29年度末に各学校で要する学習机・椅子の購入について、予定価格890万円余の一括購入とする教育振興部長決定を3月上旬に得た。

区では、物品の購入の意思決定や、その契約締結について、金額の多寡に応じて、区長以外の者に委任または補助執行を行わせている。本件では、教育振興部長が購入の意思決定権限を持つ一方、区長が契約締結者となり、その契約締結の事務処理は総務部経理用地課で行うこととなる。

しかし、担当者は部長決定後に経理用地課長に契約締結依頼をすることを失念し、契約が締結されていないにもかかわらず、業者への発注、納品の手続を進めていた。さらに、もとの購入決定を取消しし、または変更するという部長決定を得ないまま、契約内容を学校ごとに分割し、本来当事者ではない各学校長に決定させる形で物品購入書を日付を遡って作成した。また、それらの経過記録を残していなかった。

〔改善を求める事項〕

「契約事務の適正な執行について(通知)」によれば、発注に当たっては事案決定を得たうえで行うこと、課長の契約権限を越えた金額の案件(区長契約の案件)を、分割して課長契約で発注することは厳に行わないよう求めている。また、契約手続に遅れ等が生じている場合は、担当者は速やかに上司に報告を行うこと、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況について担当職員に適宜報告を求め、チェック・確認を行うよう求めている。

しかし、本件は、本来の契約締結権限を持つ者の意思決定を得ないまま業者へ発注していたうえ、部長の決定を得ずに区長契約案件を分割して課長契約にし、本来当事者でない学校長を物品購入書の意思決定に関与させるなど、適正な手続から著しく逸脱している。

については、課長等は契約の方法、手続およびその進捗状況を十分に把

握し、手続の漏れや事前発注のないよう職員を指導されたい。そして正しい決定権限に基づいた事案決定を徹底し、分割発注を生じないよう留意されたい。また、文書の作成・変更は規程に従い適正に行われたい。

なお、異例の事実があった場合は、上司および関係部署に対する報告、相談をすみやかに行い、経過の記録を作成、保管するよう徹底されたい。

以上のことに十分注意し、契約事務の適正な執行に取り組まれたい。
(教育振興部)

2 講じた措置

契約事務の適正な執行に係る留意事項について、平成 30 年 12 月 21 日付け 30 練総経第 1178 号の総務部長通知により、庶務担当課長会および庶務担当係長会などを通じて全庁職員に周知徹底を図った。

また、分割発注等の再発防止の取組を強化するため、別途、物品・工事の課長契約に係る取組方針を定めることとした。

【留意事項】

契約締結請求課の課長、係長等は、次の事項に留意し、契約方法、手続きおよびその進捗状況について担当職員に報告を求め、確認・指導を行うこと。

- (1) 課長の契約権限を越えた金額の案件（区長契約の案件）を、分割して課長契約とすることは厳に行わないこと。
- (2) 契約締結前に業者に着手、着工、納品を行わせないこと。
- (3) 起案に当たっては、余裕を持った納入期限（引渡し日）を設定すること。
- (4) 契約手続き等について、複数の職員による確認を行い、手続きに遅れが生じている場合は、速やかに上司に報告を行うこと。また、その体制を取ること。